

陳 述 書

出月康夫

1 はじめに

(1) 私は、東京大学名誉教授、日本臨床外科学会会長、日本医学会副会長を務めているほか、末尾に添付した別紙のと通りの職務に就いており、日常的には南千住病院に名誉病院長として勤務しております。

私の専門分野は外科学、強いて言えば消化器外科ということになりますが、膵・膵島移植という井上一知氏と同じ専門領域について研究しております。

(2) 私は、平成14年に京都大学再生医科学研究所(以下では「再生研」と略します。)の教授である井上一知氏の再任審査に関する外部評価委員を務めており、今般裁判になっている井上氏の再任拒否問題のいきさつを存じ上げておりますので、そのことについて、簡単に概略をご説明したいと思います。

(3) なお、更に詳しい話については、法廷で証言させて頂きたいと思っております。

2 外部評価委員の就任、委員会メンバーについて

(1) 私が、井上氏の再任審査について外部評価委員になったのは、当時の再生研の所長であった山岡氏から就任を依頼されたものですが、私が委員に依頼されたのは、上記のように私の経歴が井上氏と同じ専門領域であったからであろうと思われまます。私が京都大学の任期制導入に関与したとか、外部評価委員の経験が他にもあるとかいうことではありません。正式な依頼書が来たのは、平成14年7月頃だったように記憶しています。

(2) 外部評価委員会のメンバーとしては、吉田修氏、宮崎純一氏、藤堂省氏、本庶佑氏、春日雅人氏、上田実氏と私の合計7名でした。

このメンバーは、膵・膵島移植の研究をしている私自身ももちろんですが、宮崎氏のご専門は膵臓の再生等、藤堂氏は肝臓・膵臓の移植外科、春日氏は糖尿病学、上田氏は再生医療ということで、いずれも井上氏の専門研究領域(糖尿病治療のための膵・膵島移植及び再生医療)と重なり合っているため、本庶氏と吉田氏以外は、井上氏の学術的・社会的業績についてわが国でも最も詳しい知識と正確な理解を持っておられる先生方と言えます。

これに対し、本庶氏と吉田氏は、ともに井上氏の研究領域についてはご専門ではありませんが、本庶氏はわが国でも有数の著名な医化学者であり、また、吉田氏は井上氏と同じ、臨床系の医師(診療医)であります。

吉田氏は、もともとメンバーに入られるはずであった菊池氏の替わりに、急遽、参加されることになったもので、会議当日の朝に会議室でお会いした時に初めて参加されることを知りました。

また、本庶氏に至っては、京都大学医学部内部の先生でしたので、井上氏と同じ京都大学の内部に在籍する先生が外部評価委員会のメンバーに入られていること自体に驚きました。外部評価委員会というからにはそのメンバーに、内

部の先生が加わるというのは趣旨が一貫しないと思います。ちなみに、吉田氏も、京都大学の名誉教授であり純粋な外部評価委員とは言えないと思います。

- (3) この外部評価委員会のような第三者機関が大学教員の業績を評価するというシステムは、私の知る限り、わが国では今回行われた京大再生研の任期制教官に対する再任審査が初めてのケースであると思います。現在に至るもまだ外部評価の例は他には聞きません。

例えば、教授選考の場合であれば、通常、教授会が選考委員会を設置します。選考委員が、事実上、外部の方の参考意見を聴くということはあるとしても、選考委員会自体のメンバーとして外部の方に入ってもらおうということは、まずはありませんので、今回の再生研の外部評価委員会による業績評価審査は、先ほど述べましたとおり一部内部の方が入っているという運用面での問題点はありますが、公平性・客観性という観点から、優れた制度と思われれます。

3 外部評価委員会での審査経過

- (1) 外部評価委員会は、平成14年8月21日に会議を行い、井上氏の再任審査に関して、公平かつ客観的な評価を行いました。

会議に先立って、業績目録などに関する事前の資料配布がありました。その他の詳しい資料は、会議当日に受け取ったように記憶しています。ただ、先ほども申し上げたとおり、外部評価委員会のメンバーは、ほとんどの方が井上氏と研究分野を共通にする方ばかりで、井上氏の業績等については熟知していましたし、資料内容自体は既に拝見したことがあるものでしたので、評価がずさんになったということは考えられません。

一般の教授選考会議であれば、実績の有無や人柄等も十分にわからないため、何度か議論を重ねることもままありますが、井上氏に関する外部評価委員会の会議は、不要な議論を戦わせたり疑義が差し挟まれたりといったことは全くありませんでした。井上氏の業績評価などについては、もちろん十分な公平かつ客観的な議論が行われた結果、継続審議の必要もなく、当日一日の会議によって全員一致で再任可に賛成という結論に達しました。

- (2) 会議は、午前9時半頃から午後4時頃まで昼休みをはさんで行われました。

冒頭に山岡氏から一言挨拶があり、議長・副議長の選出の後、審議としては一番最初に40分ほど、井上氏から教授昇任以後の業績と今後の研究テーマなどについてご報告があり、その後、井上氏とは午前と午後の2回にわたる質疑応答を経た上で、審議を行いました。

審議においては、配布されていた『京都大学再生医科学研究所任期制教官の再任審査に関する内規(平成14年7月18日協議員会決定)』の第5条に沿って、①「学術的業績」、②「学内の教育並びに行政への貢献」、③「社会的貢献」、④「再任後の研究計画」の評価について審議が進められました。

各委員から出された意見としては、これらの各評価項目に関する井上氏の業績等を高く評価するものが殆どでした。例えば、①「学問的業績」に関しては、国内外の評価が高く、世界的水準に十分に到達していることは全委員が認

めましたし、②「学内の教育並びに行政への貢献」に関しては、医学研究科運営委員、教育課程委員会委員や、医の倫理委員会委員といった様々な委員会での活動が評価されました。また、③「社会的業績」については、多数の著名な国内および国際的な学会や研究会の要職、さらに、文部科学省関連の研究審査委員や、厚生労働省関連の班員を務めていることなどに加えて、何よりも特筆すべきは、日本再生医療学会設立に中心的役割を果たし、日本再生医療学会の初代会長を務めた事が顕著な業績として高く評価されました。このように、全委員が再任に積極的な方向で審議は進められました。

- (3) 審議の中で、山岡氏のご意見もお聴きしましたところ、客観的かつ公平な立場であるべきはずの当時の再生研所長山岡氏は、井上氏の業績とは全く無関係の井上氏に対する個人的な批判めいたご意見を示されました。

そのことについては、弁護士さんからの照会に対する回答書(裁判で甲第32号証の2として提出されているものです。)に記載したとおりです。具体的に申し上げますと、次の3点が印象的で、実に奇異な感じを抱いたのを覚えています。

- ① 山岡氏は、日本再生医療学会を井上氏が中心になって設立された経緯についての強い不満を述べられていました。井上氏が同学会設立に際して山岡氏に相談をされていなかったことがご不満だったようです。
- ② 山岡氏は、井上氏のマスコミへの対応や発表についても強い不満を述べられていました。要するに、「井上氏がマスコミで目立ちすぎではないか」という趣旨らしく、井上氏が何度もマスコミで取り上げられていることがひどくお気に召さない様子でした。
- ③ 「京都府立医科大学など、他大学の人との研究ばかりやっているじゃないか。学内のチームと一緒にやるべきじゃないか」という趣旨の非難をされてきました。

①と②の点は、業績評価に全く関係のない個人的感情に基づく私見にすぎず、取り上げるに足らないと思われました。

③の点に至っては、全く筋違いな道理にはずれた非難と言うべきであって、山岡氏は移植の研究というものを著しく誤解されていることが明らかでした。すなわち、移植の研究においては、「他大学」などというような狭い枠に拘っていても、到底、まともな研究などできません。大学の垣根を取り払って広く研究協力することが不可欠であって、私達、移植の研究をしている者の間では当然すぎるほどの常識と言えます。このことは、外部評価委員会の『再任審査結果報告書』に、「大学などの壁を越えたチームワークを作ることが必要であると考えられるが、この点どのような状況か。」と記載されている(報告書は修正を経っていますが、このことは一貫して記載されています)ことから、容易にご理解頂けると思います(甲第33号証の1、3、4をご参照ください)。なお、井上氏は5年以上前に、京大医学部の泌尿器科学教室を始めとする幾つかの教室と、隣島移植に関する共同研究を京都大学の医の倫理委員会に申請しておられますが、山岡氏はこれを全くご存じないようでした。

このように山岡氏のご意見は、あくまで私的意見にすぎず、業績評価に何ら関係のない事柄でしたので、外部評価委員会の審議において、話題に上ることは全くありませんでした。

4 『再任審査結果報告書』作成の経緯

(1) 前述のとおり、外部評価委員会の会議の結果、井上氏の再任を可とすることに全員一致で賛成し、今後の活躍が期待されました。そこで、この結論を『再任審査結果報告書』にまとめる作業については、議長の吉田氏に一任することに決まりました。

(2) 後日、吉田氏からご送付頂いたので、私は、その内容を確認しました。

まず、8月23日付で第1次ドラフト(甲第33号証の1です。)が送られてきました。その内容は、会議での審議結果を踏まえたと言える、比較的正確な記載がなされていたので、特に異論もなく、私は「これでよいのではないか」という回答をしました。

(3) ところが、次に9月9日に送られてきた第2次ドラフト(甲第33号証の3です)を見ますと、随所で、会議の審議結果を敢えて第1次ドラフトからトーンダウンさせたような記載に何故か変更されており、不思議に思いました。

その中からいくつか例をあげますと、

① 「学術的業績」の部分では、第1次ドラフトになかった「(ただしこの研究は論文化されておらず、学会発表とマス・メディアの報道があるのみで業績として認められないとの意見もあったことを付記する)。」といった記載が第2次ドラフトに付け加えられましたが、このような意見が外部評価委員会の審議では出された事実など全くありません。

② 結論部分についても、第1次ドラフトの「京都大学再生医科学研究所任期制教官井上一知教授の再任を可とすることに全委員が一致して賛成した」という記載が、第2次ドラフトでは「井上一知教授の再任に関しては、特にそれを不可とする意見はなく、全委員が今後の活躍に期待をしめた」という、極めて消極的な表現に変更されていました。

③ 末尾にも、第1次ドラフトにはなく、かつ、審議でも全く議論されなかった「京都大学再生医科学研究所は日本における再生医学研究のメッカとなるよう多くの期待と注目を集めているが、井上一和教授は今後、研究、教育のみならず、管理運営面でも協力しその発展に寄与するよう希望する。なお当該研究所の任用に当たっての期待や目標が明確に提示されていないので総合的判断は不可能であり、本答申は国内での一般的な5年任期のポストとしての適否を、与えられた資料と当該者からの意見聴取に基づいて検討した結果の報告であることを付記する」などという記載が格別の議論もなく突然に加わったりしていました。

他にも多くの変更箇所が見受けられますが、これでは、審議結果の内容から大幅に外れてしまいますので、私は、このような理不尽な変更賛成することはできませんでした。しかも、吉田氏の文章(甲第33号証の2です。)による

と、山岡氏と相談して変更されたと受け取られましたので、外部評価委員会の委員でもなく、しかも「内部」の人間である所長の意見が入るのは外部評価とは言えませんし、このような公正さを欠く変更には到底納得がいきませんでした。

そこで、私は、9月13日、「外部評価委員会の評価意見の中に所長の意見が入るのは好ましくない。前回の委員長がまとめられた報告書の方が、外部評価委員会の意見として適切であると思います。」という、第2次ドラフトに対する反対意見を申し上げたわけです(甲第33号証の2をご参照下さい。)

- (4) その結果、9月18日付の第3次ドラフト(甲第33号証の4です。)へと再度修正されましたが、末尾4行部分の「なお当該研究所の任用に当たっての期待や目標が明確に提示されていないので総合的判断は不可能であり、本答申は国内での一般的な5年任期のポストとしての適否を、与えられた資料と当該者からの意見聴取に基づいて検討した結果の報告であることを付記する」という、第2次ドラフトで新たに追加された箇所がそのまま残されてしまいました。

この残された箇所を今改めて読みますと、趣旨が全く不明な文章だということがわかります。これは吉田氏が山岡氏の意見を反映させて作成した文章ですが、何故かそのまま残されています。これは外部評価委員会の審議結果からは、絶対に出てくるはずのない記載と言えます。今から思えば、この外部評価委員会の結論とはかけ離れた箇所の削除をも、委員長に強く申し述べておくべきだったと思います。

ただ、その時には、私以外の外部評価委員会の委員の先生方も全く同じ気持ちと思いますが、まさか井上氏が再任拒否されるなどという事態を全く想定すらしていませんでした。とにかく、一応、第1次ドラフトの記載に戻されているようなので、さほど神経質に表現を逐一確認するという作業まではせずに、この第3次ドラフトに対しては特に異論をとどめませんでした。

5 再任申請取下の説得についての山岡氏からの依頼について

- (1) 11月中旬頃だったと思いますが、京都の山岡氏から私にお電話があり、「井上先生の再任審査について困っているから、会って相談に乗ってもらえないか。」という趣旨のお申し出がありました。

そこで、山岡氏とお会いする約束をし、11月25日、東京都内のホテルで夕食をとりながら話をしました。

- (2) 山岡氏は、最初から、「協議員会では井上先生の再任は認められないと思う。そうすると井上先生にとって大変に気の毒なので、出月先生から、井上先生に再任希望を自主的に取り下げよう説得してほしい。」という話をされました。しかし、外部評価委員会は全員一致で再任を可とする旨の報告書を提出しておりますし、京大再生研の協議員会がまだ井上氏の再任に関する結論を出したわけでもないのに、どうしてそんなことになるのか、大変奇異な感じを受けました。

そこで、再任不可とする理由を訊きますと、山岡氏は、「井上先生には大変

問題がある。それは、外部評価委員会以後に生じた、京都府立医大での藤島自家移植希望患者への対応に関する問題であり、これは医の倫理に関する大問題だから、再任はできない。」とおっしゃいました。

山岡氏は、その「医の倫理に関する問題」なる問題の経緯等について縷々説明をされましたが、すぐに、それが大きな誤解であることがわかりました。というのも、山岡氏は、井上氏の「自家移植」の研究を問題にされていましたが、「同種移植」と混同した議論をしていたのです。「自家移植」とは、患者さんご本人の細胞を一旦取り出して培養し、再度患者さんの体に戻す（注入すること）であり、心停止に至った他人の組織を移植する「同種移植」とは全く異なるものです。したがって、これらを同列に扱って、「自家移植」について、「同種移植」と同じような「医の倫理」のルールを適用しようということ自体がおかしな問題と言えます。しかも、井上氏は、細胞を分離する役割を担うだけであり、分離された細胞は、京都府立医大病院で患者さんの体に戻されるのです。この過程を、京都府立医大と合同で京大再生研の医の倫理委員会に申請することに、もちろんの事、何の問題もあろうはずがありません。これは、あくまでも患者さんを中心に考えるべき問題であって、本来、患者さんご自分の治療を自ら決定することこそが原則であるのに、それを外部の人間がとやかく言うのは全く間違っていると思いました。「自家移植」は、患者さん自身が決定されれば何の問題も生じません。私といたしましては、もっと患者さんのことを中心に考えていただいて、むしろ、京都大学自身が積極的に協力して下さっていたら、何とか患者さんのご希望通りに「自家移植」を実現させることができたのではないのか、という強い思いに駆られます。

そのため、私には井上氏の対応に再任不可となるような問題があるなどは到底思えず、山岡氏とは全く見解を異にしました。そこで、私は、「井上教授に自主的に再任希望を取り下げるよう説得することなどできない。井上教授には再任を可とする十分な業績があり、それは先生の今のお話を聞いても変わらない。」ということをはっきりと申し上げました。

- (3) なお、その後に事情を確認しましたところ、そもそも、この「医の倫理に関する問題」と言われていた問題には、「自家移植」と「同種移植」の混同によるルールの取り違い以前に、京都大学側(京都大学倫理委員会)にいくつかの事実誤認があることも判明しました。

それは、井上氏が既にご説明されているとおりであり(甲第30号証5～7頁をご参照下さい)、この実際の事実関係から判断致しまして、そもそも、井上氏には何らの落ち度も問題もなかったことは明らかです。

率直に言わせて頂きますと、山岡氏が問題にされた「医の倫理に関する問題」というものには、敢えて意図的に問題を作出したかの如き印象を受けざるを得ません。山岡氏が何故そこまでして井上氏を再任拒否に追い込もうとされたのかは実際のところはよくわかりませんが、私が山岡氏とこれまでに接してきた印象から、おそらく、井上氏に対する強いジェラシーの気持ちがその行動背景にあったのではないかと思われれます。

6 所 感

(1) 私は、今回の井上氏の再任拒否という事態について、大学教員任期制の導入の際に危惧されていた再任手続の恣意的濫用の問題が顕著に表れた典型例だと思えます。と同時に、再任審査が正しく行われるように設けられたはずの外部評価というシステムが踏みにじられたことは、社会的にも、今後の日本の任期制の将来にとっても、看過できない極めて大きな問題だと思えます。

(2) そもそも、井上氏が取り組まれていた研究は全く新しい分野であって、このような新たな研究分野では5年などという短期の任期は、明らかに不適当と言わざるを得ません。

一般的に言っても、新たな研究を始めようとする場合、スタッフとなる人材を集めるに1年、研究できる環境を整える準備に更に1年、そこからようやく研究活動を開始することができます。その後、2～3年かけて研究がある程度の形を作り始めるわけです。研究の成果について一定の評価を行おうとすれば、最低でも7～10年は必要だと思えます。これは、まさしく研究者としての実感であり、共通認識と思えます。

そうすると、もともと井上氏の研究テーマについて5年で結果を出せということ自体、大変酷な話なのです。ましてや5年以内に臨床応用を実現させることなど、到底無理な話であることは明白です。

(3) また、再任審査においては、外部評価結果を尊重しなければ、外部評価の手続自体が全く無駄で意味がなくなります。例えば、外部評価の後に、刑事罰に相当するようなことでも発覚すれば別でしょうが、そんな極端な例外的な事態にでもならない限りにおいては、外部評価を重視することが基本だと思えます。

業績の評価、とりわけ学問的業績の評価に関しては、内部評価ではなくて専ら外部評価によるべきだと言えます。何故なら、内部では、その教員の専門領域について正確に理解・評価できる能力のある人がいるとは限りませんし、むしろ、同一大学内に研究領域を共通にする研究者が複数いることは稀なことでしょう。仮に、そのような研究者がいたとしても、同じ職場内では互いに直接的な競争相手という立場に置かれることとなりますので、そうすると、そのような人間関係や個人的感情が影響して、客観的であるべき評価がきちんと行えなくなる危険性があります。学部や研究所という限られた人数の組織の中では、そのような主観的な要素が評価に影響する可能性が非常に高くなります。

したがって、評価の公平性・客観性を確保するためには、研究領域を共通にする外部の第三者による評価は必要不可欠だと考えます。このことは医学系領域において最も顕著に表れると思えます。

(4) 今回の再任拒否は、そのような外部評価委員会での評価が全く無視されたものです。

もし、外部評価の審議の際に判らなかつた問題が発覚したというのであれば、再度、外部評価委員会を招集して再審議を求めればよいのです。再生研協

議委員会は、外部評価を覆す結論を出しながら、その後、私達外部評価委員に対し、その理由に関する説明・報告も一切なく、それこそ外部評価を蔑ろにしている態度というほかありません。現在、社会的にもいろいろな分野で外部評価が導入される趨勢にあります。医学系におきましても、個人や組織の業績評価に対して、外部評価委員会が設置される事はよくあることです。しかしながら、外部評価委員会の結論が覆るといような異常な事態は、聞いたこともありません。

いったい、何のための外部評価だったのでしょうか。このような外部評価委員会であれば、その存在意義に疑問を持たざるを得ません。社会的にも、外部評価委員会による公平かつ客観的な評価の重要性がますます高まりつつある現状において、このような時代に逆行し、将来に禍根を残すような事態が生じていいはずがありません。

以上

平成16年12月24日

東京大学名誉教授、杏林大学客員教授、南千住病院名誉院長
日本外科学会名誉会長、日本移植学会名誉会員、日本肝臓学会名誉会員、米国外科学会名誉会員、南アフリカ外科学会名誉会員、ポーランド外科学会名誉会員
日本医学会副会長、日本臨床外科学会会長、日本内視鏡外科学会名誉理事長、
International Society of Surgery(名誉会員)、4th World Congress of Endoscopic
Surgery(President)
日中医学協会理事、笹川医学研修生選考委員長、日本医師会疑義解釈委員会委員長
編集委員(Annals of Surgery,American Journal of Surgery,World Journal of Surgery,ほか)、
日本臨床外科学会雑誌前編集委員長、日本内視鏡外科学会雑誌前編集委員長ほか

